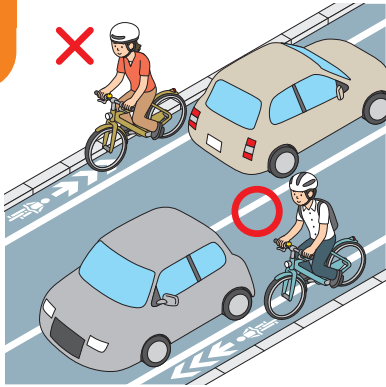


「自転車安全利用五則」を守ろう！



岡三鷹警察署 ☎0422-49-0110

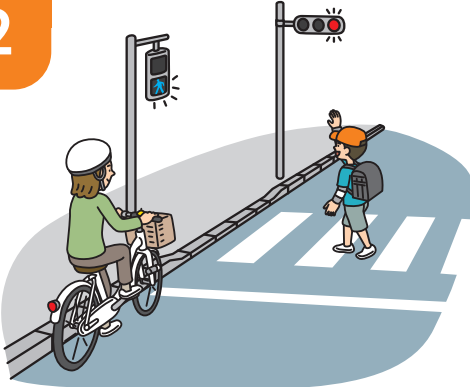
1



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しなければなりません。

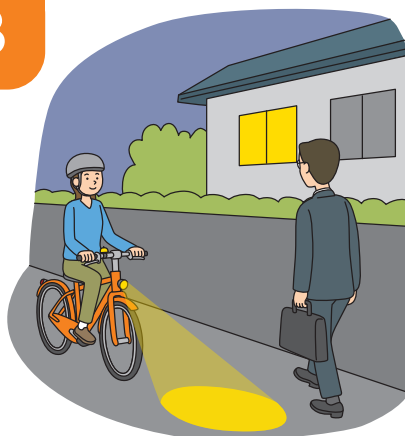
2



交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認して通行します。信号は、対面する車両用信号に従うのが原則です。

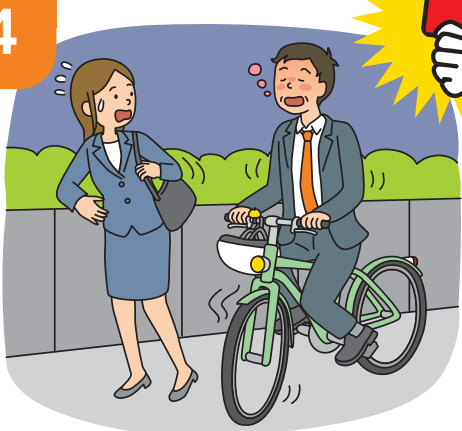
3



夜間はライトを点灯

歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。無灯火は交通違反です。

4



飲酒運転は禁止

自動車と同様に、自転車も飲酒運転は禁止です(赤切符の対象です)。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

5



ヘルメットを着用

事故による被害を軽減するために、ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童にもヘルメットを着用させましょう。

自転車の交通ルールを まとめた動画を YouTubeで配信中



岡三鷹警察署 ☎0422-49-0110

4月から自転車の交通反則通告制度(青切符)が導入されたことに伴い、自転車の正しい通行方法や事故に遭わないためのポイントをまとめた動画を、同署と市安全安心課が共同で作成しました。

都内での指導警告・

取り締まり

件数の推移

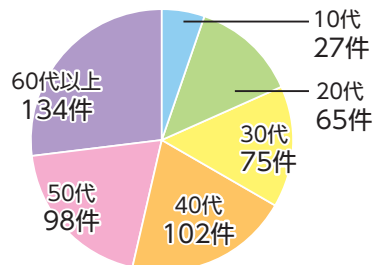


	令和7年4月	8年4月
指導警告	21,757件	24,524件
赤切符	914件	66件
青切符		501件

◆青切符の内訳(種類別)

一時不停止	248件	遮断踏切立ち入り	95件
信号無視	129件	その他	29件

◆青切符の内訳(年代別)



杏林大学の学生による交通安全啓発ポスターが完成！

岡安全安心課 ☎0422-45-1116

市と包括連携協定を締結している杏林大学の学生の皆さんが、「安全に、ルールを守って通行することの大切さ」を伝える交通安全啓発ポスターを6種類制作しました。学生ならではの自由な発想や感性を生かしたデザインで、若い世代を中心に幅広い世代へ交通安全を呼びかけます。ポスターは秋の交通安全フェスタ(3面参照)で披露するほか、市内各所に掲示し、市民の交通安全意識の向上につなげます。

